

一 資産	
二 負債	
三 純資産	
8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適當な名称を付さなければならない。	この省令は、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。
9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他他の会計の慣行を斟酌しなければならない。	この省令は、公布の日から施行する。
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）	
第四条 法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十八条第一項第二号に規定する法務省令で定める方法は、法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百五十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。	
（財産目録）	
第五条 法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。	
2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第三十条の二十三（外國弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第六十七条第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）第一項各号に掲げる場合に該当することとなる日における処分価格を付さなければならない。この場合において、弁護士法人等の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。	
3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。	
一 資産	
二 負債	
三 正味資産	
（清算開始時の貸借対照表）	
第六条 法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十八条第一項又は第六百六十九条第一項若しくは第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。	
2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。	
3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適當な名称を付した項目に細分することができる。	
一 資産	
二 負債	
三 純資産	
4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。	
附 則	
（施行期日）	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
第一条	（平成二七年一二月一日法務省令第五四号）
附 則	（平成一八年三月二九日法務省令第二八号） 抄
（施行期日）	この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。
第一条	（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。
附 則	この省令は、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

附 則（令和四年一〇月二七日法務省令第四〇号）

この省令は、外國弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和五年二月二八日法務省令第五六号）

この省令は、公布の日から施行する。